

隣保館施設使用（貸館）の今後のあり方について

本委員会は、平成24年10月9日付け24古隣発第85号により貴職から諮問を受けた「隣保館施設使用（貸館）の今後のあり方について」これまで4回の委員会を開催し、古賀市隣保館の使用状況や市内外の類似施設の現況把握と分析を行いながら、諸課題に関し慎重に審議、検討を重ねた結果、意見を集約し、とりまとめることができたので、ここに答申する。

平成25年 1月28日

古賀市長

竹 下 司 津 男 様

古賀市隣保館運営委員会

会長 成 田 眞 一 郎

隣保館施設使用（貸館）の今後のあり方について

（ 答 申 ）

平成25年（2013年）1月28日

古賀市隣保館運営委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 隣保館のあゆみ	1
3. 古賀市隣保館の現状と課題	2
4. 古賀市隣保館の使用のあり方について	3
(1) 使用許可について	3
(2) 使用の制限について	3
(3) 使用の停止又は取り消しについて	4
(4) 使用料について	4
(5) 使用料減免の考え方について	4
(6) 使用する権利の譲渡等の禁止について	4
(7) 使用者の管理義務について	4
5. おわりに	5
《参考資料》	
1 古賀市隣保館運営委員会開催状況	6
2 古賀市隣保館運営委員会委員名簿	7

1. はじめに

本委員会はこれまで、古賀市隣保館条例及び古賀市隣保館条例施行規則に明記されているとおり、古賀市隣保館の運営の適正化を図るため、昭和52年条例第9号に基づき設置されたもので、以降設置目的に沿った隣保事業の充実、推進に向け、隣保館の運営及び隣保事業の細部にわたり審議、分析を重ね意見の具申を行ってきたところである。

今回の諮問にあたっては、諮問書に記載のとおり、「隣保館施設使用（貸館）の今後のあり方」について審議した結果を答申するものであるが、諮問の趣旨については、昭和44年に施行された同和対策事業特別措置法以降33年間の国における同和問題解決に向けた法に基づく特別対策が終了したことを期に、古賀市においても一般対策への移行が図られたが、市内公共施設の使用にかかわる基準等との整合性を図るためになされたものと理解している。

したがって、審議にあたっては、隣保館の使用状況や古賀市内の公共施設の設置条例及び施行規則はもとより、他自治体に設置された隣保館にかかわる条例等及び古賀市が行った県内自治体へのアンケート調査の結果などを総合的に分析、検討しながら4回にわたって審議を重ねた。

当然のことながら、審議にあたっては、隣保館が設置された歴史的背景やその目的、果たしてきた役割やその成果と課題などを十分に踏まえた上で検討を重ねてきたことは言うまでもない。

同和問題の解決に向けた拠点施設として果たしてきたこれまでの成果を損なうことなく、あらゆる人権課題の解決につなげていくという観点に立って、人権の世紀にふさわしい隣保館のあるべき姿を考える必要がある。

2. 隣保館のあゆみ

我が国における隣保館の設置は、同和問題を抜きにして語ることはできない。その設置に係る歴史的経過については、既に周知のことと思われるが、隣保館の設置に至る社会的背景や設置目的及び役割等の再確認の意味も込めあえて触れておきたい。

我が国における行政施策としての隣保館の設置については、昭和28年度の国の予算に、同和地区に隣保館を設置する経費の補助金が計上されたことに始まる。その後、昭和35年度からは、隣保館運営費補助予算が計上されることとなった。

隣保事業については、昭和33年4月社会福祉事業法の第2種社会福祉事業として規定されたことで法的性格が明確化され、そこには、「隣保館等の施設を設け、

その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象とし、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。」と定義された。これにより隣保館は、総合的社会福祉施設としての性格が明らかにされたのである。

特に、昭和40年の同和対策審議会答申において、同和問題の本質及び課題が明らかにされ、具体的方策として隣保館については、整備充実の必要性が示されたことで、昭和44年の同和対策事業特別措置法の制定を期に、全国に隣保館の拡充整備が図られた。

同和対策事業特別措置法の制定から、同和対策は三度にわたる特別措置法に基づき28年間にも及ぶ関係諸施策が推進されてきたが、同法が平成9年3月末をもって失効することになったのを期に、隣保館についても、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、今後一層発展していくことが望まれたのである。

また国は、地域改善対策特定事業の一般対策移行に伴い、平成9年、これまでの隣保館運営要綱を廃止し、社会福祉事業法に規定する第2種社会福祉事業と位置付ける隣保館設置運営要綱を制定した。その際、隣保事業の一層の拡充を図る施策として、隣保館の付加的事業に地域交流促進事業などが新たに創設された。

その後、平成12年の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の成立及び平成14年の「人権教育・啓発に関する基本計画」が定められ、隣保館の役割が明らかにされたことなどから、これまでの隣保館設置運営要綱を廃止し、新たな設置運営要綱が制定され今日に至っている。

3. 古賀市隣保館の現状と課題

古賀市隣保館は、昭和39年の設置に始まり、昭和52年の移転新築を経て、平成24年4月、古賀市のおおむね中央に位置する現在の場所へ移転新築された歴史をもち、その設置から平成9年の国における地域改善対策特定事業の一般対策移行までの間、前項で述べたように同和問題の解決を基底に据え、対象地域住民の社会的、経済的、文化的な生活水準の向上を図るための各種事業に取り組んできたが、一般対策移行後は、新たに制定された隣保館設置運営要綱に従い、周辺地域住民との交流の活性化による人権課題の解決を図るべく、広く市民に利用してもらうための様々な事業を企画、実施してきた。

このような取り組みによって、これまで利用したことのない市民の利用も着実に増加し、多様な市民相互の交流も芽生え、あわせて、隣保館の設置目的や同和問

題をはじめとする様々な人権課題解決のための啓発機会を得ることができるようになってきている。

このような利用状況の変化が進むにつれ、公の施設としての隣保館と市内の公共施設との間で、その利用基準等の整合性という点において、次第に課題が浮き彫りになってきた。特に隣保館については、現社会福祉法の第2種社会福祉事業として「無料又は低額な料金でこれを利用させる」施設という趣旨に則り、建設から現在に至るまで使用料は無料と定めてきた。ただ、市役所内部では、一般対策移行に合わせ使用料徴収の是非についての議論が無かったわけではないが、そのことがかえって市民の利用を抑制してしまわないかとの懸念もあり、当面の間使用状況の推移を見守ってきたとのことであった。

この結果、たしかに周辺地域住民の利用は増加してきたものの、研修棟などの公共施設や民間貸会議室等がある中で、隣保館選択の判断材料として使用料無料が大きな比重を占めていることもわかってきた。あわせて、それら周辺地域住民の利用目的という点からも、隣保館設置運営要綱に規定されている福祉の向上や住民交流という広義の中で解釈される傾向も見られ、使用許可の判断に苦慮する場合も散見されるようになってきたものである。

したがって、隣保館設置目的はもとより公の施設としての整合性の確保と使用に際しての基準等を使用料徴収の是非も含め検討する必要がある。

4. 古賀市隣保館の使用のあり方について

本諮問の趣旨である隣保館の使用のあり方については、前述した内容を総合的に判断するとともに、現行の隣保館条例及び同条例施行規則と古賀市内の公の施設に係る諸規定との整合性を重視し、他自治体における隣保館にかかわる諸規定を参考にしながら以下の通り項目ごとに取りまとめた。

(1) 使用許可について

使用許可については、現行の規定では許可を受けて以降に使用内容等の変更が生じた場合の取扱いについて整理されていないことから、その点について明確化が必要である。

(2) 使用の制限について

現行の規定は、隣保館条例施行当時から見直しが行われておらず、相当の時間も経過し社会情勢も変化してきている。したがって、現代社会において公の施設においても許容される範囲で、使用の制限を規定する必要がある。特に、公の秩序の維

持、善良な風俗を害する場合、暴力的不法行為、営利目的等についての規定が無いことについては、速やかに整理する必要がある。

(3) 使用の停止又は取り消しについて

上記(2)同様、これまで見直しが行われていない。特に、使用の制限との相関関係上の整理、不正な方法や虚偽の目的にて許可を受けた場合、また今般の異常気象や突発的災害等による場合などは整理が必要である。

また、使用の停止又は取り消しに際しては、使用者への損害賠償という観点も十分考慮しておく必要がある。

(4) 使用料について

使用料については、一般対策移行後の隣保館利用状況及び市内に整備された他の公の施設の規定、また他自治体の隣保館における使用料規定の整備状況等から判断すれば、減免制度等を設けることを条件に使用料を徴収することは妥当と判断する。ただし、料金設定については、社会福祉法に定めのあるとおり、「低額」という点を十分考慮し決定されるべきと判断する。

(5) 使用料減免の考え方について

使用料を徴収する場合にあっても、使用料減免制度を明確に規定することは必須と考える。特に、市の主催事業や隣保事業での使用は当然のことながら、これまでの成果を損なわないよう、同和問題をはじめとした各種人権課題の解決を目的として組織された団体等が、その目的に沿って使用する場合は、当運営委員会の意見を聴いた上で、団体等ごとに使用料免除の方向性について整理されるべきと判断する。また、減額規定については、市内公の施設はもとより、他の自治体における隣保館関係諸規定からも様々であり、その明確化については必要かつ十分な規定の整理が図られないままでは、かえって住民に過大な期待や混乱を生じさせ、新たな問題を引き起こす可能性も否定できないと判断したことから、本答申ではその必要性について言及せず、今後の調査研究に委ねることとした。

(6) 使用する権利の譲渡等の禁止について

現行規定では、使用に関する権利の譲渡や転貸等の禁止について明確化されていないことから、明確な規定を設ける必要がある。

(7) 使用者の管理義務について

現行規定では、使用に関する使用者の管理義務について明確化されていないことから、上記(2)の使用の制限との相関関係上でも明確に規定する必要がある。

5. おわりに

特別対策から一般対策への移行にかかわる方向性を示した、平成8年の地域改善対策協議会意見具申の中にも、これからの隣保館には、地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらに、これらの活動を通じて日常生活に根差した啓発活動を行うことが期待されている。

ただ、忘れてはならないのは、当該意見具申でも指摘しているとおり、一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではないということである。一般対策移行後も、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められているのである。

たしかに、同和問題に関する国民の差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しており、インターネットを利用した差別書き込みなどは後を絶たない状況にある。

これらの残された課題があることを十分認識したうえで、本委員会の答申は、隣保館使用の基準を厳格化することのみを求めるものではない。

古賀市隣保館が、隣保館設置運営要綱第1項の目的に記されているとおり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしてますます発展し、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決に資する施設となるよう、地域住民及び周辺地域住民の交流の場としてその役割を果たしていくことを切に願うものである。

古賀市隣保館運営委員会開催状況

開催回・日時	議題及び内容
平成 24 年度 第 1 回運営委員 (H24. 5. 15)	1. 隣保事業先進地視察（筑紫野市京町隣保館） 「京町隣保館における隣保事業実践」について 2. 平成 24 年度 古賀市隣保事業実施計画について
第 2 回運営委員会 (H24. 10. 31)	1. 平成 24 年度 上半期事業実施状況について報告 2. 諮問 「隣保館施設使用のあり方」について 3. 諮問理由及びその内容について
第 3 回運営委員会 (H24. 11. 13)	1. 「隣保館施設使用のあり方」について 現状の把握 現行法令等における位置づけについて 古賀市隣保館における利用状況について 他自治体における隣保館の状況について 2. 審 議 隣保館設置目的に合致した使用条件等の整理について 施設使用（不）許可等について
第 4 回運営委員会 (H24. 12. 14)	1. 「隣保館施設使用のあり方」について 前回審議内容の確認 2. 審 議 使用目的について 使用方法について 減免について 使用時間の単位について 施設使用料について
第 5 回運営委員会 (H25. 1. 17)	1. 「隣保館施設使用のあり方」について 前回審議内容の確認 使用許可について 使用の制限について 使用の停止又は取消しについて 使用料について 使用料の免除について 使用する権利の譲渡等の禁止について 使用者の管理義務について 2. 審 議 答申書について

古賀市隣保館運営委員会名簿

会 長 成 田 眞 一 郎

副会長 青 木 嘉 代 子

委 員 加 来 厚 枝

同 武 田 京 子

同 土 江 賢 隆

同 鶴 原 誠 二

同 永 井 勝 子

同 信 國 武 雄

同 馬 渡 健 一

同 柳 井 勝